

# ブルガリア共和国特許庁

## (指定官庁又は選択官庁)

### 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

|                     |             |
|---------------------|-------------|
| 手 数 料 .....         | 附属書 BG. I   |
| 発明者の特定に関する申立て ..... | 附属書 BG. II  |
| 委 任 状 .....         | 附属書 BG. III |

略語のリスト

|       |             |
|-------|-------------|
| 国内官庁： | ブルガリア共和国特許庁 |
| BGL：  | ブルガリア特許法    |

| 指定（又は選択）官庁<br>BG               | ブルガリア共和国特許庁<br>国内段階に入るための要件の概要   | 概要<br>BG |
|--------------------------------|--|----------|
| 国内段階に入るための期間                   | PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31か月<br>PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31か月  |          |
| 国内官庁は権利回復を認めるか<br>(PCT規則49.6)? | 国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める  |          |
| 要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>  | ブルガリア語   |          |
| 要求される翻訳文 <sup>1</sup>          | PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約<br>PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方） |          |
| 特別な状況において国際出願の写しが<br>要求されるか？   | 要求されない   |          |
| 国内官庁は国内法に基づきカラー図面を<br>認めるか？    | 国内官庁に問合せされたい   |          |
| 国内手数料                          | 通貨：ブルガリア・レフ（BGN）<br>特許について：<br>出願手数料 <sup>2</sup> …………… BGN 40<br>公開手数料 …………… BGN 70<br>実用新案について：<br>出願手数料 <sup>2</sup> …………… BGN 40   |          |
| 国内手数料の免除、減額又は払戻し               | 特許及び実用新案について：<br>出願人が発明者、国家教育機構、学術調査機関、財政機関又は中小企業である場合には出願手数料が50%減額される   |          |

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知の日から3か月以内に完全翻訳文を提出するよう出願人に求める。
- 2 この手数料はPCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に支払わなければならない。

| B G                                      | ブルガリア共和国特許庁 (続き)   | B G |
|--|--|-----|
| 国内官庁の特別の要件<br>(PCT規則51の2) <sup>3</sup>   | 出願人が同一でない場合には優先権の譲渡証 <sup>4</sup><br>国際出願日の後に出願人が変更された場合には国際出願の譲渡証<br>発明者に関する申立て <sup>4</sup><br>出願人がブルガリアに居住していない場合には代理人の選任<br>国際出願の翻訳文3通 |     |
| 誰が代理人として行為できるか?                          | 国内官庁に対して手続するために登録されている弁理士又は特許代理人   |     |
| 国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)? | 認める  |     |
| 国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)?        | 認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な注意」の両方の基準を適用する。  |     |

3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合、国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

4 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

## 様式（附属書BG. II－III）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 BG. II 発明者の特定に関する申立て

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_II\\_bg.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_bg.pdf)

附属書 BG. III 委任状

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_III\\_bg.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_bg.pdf)